

訪問看護、介護予防訪問看護重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 K・T
代 表 者 名	築山かおる
所在地・連絡先	(所在地) 〒602-0801 京都府京都市上京区寺町通上御霊前上る高德寺町 3 4 2-1 (電 話) 075-213-1017 (F A X) 075-213-1017

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	あやめ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(所在地) 〒601-8044 京都府京都市南区東九条明田町18-1 (電 話) 075-644-6077 (F A X) 075-644-6075
事業所番号	2660490158
管理者の氏名	築山 かおる

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容等
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者(看護師)	1	1		職員の管理及び施設の管理
看護職員(看護師)	3	1	3	医師の指示を受けて必要な看護を実施

(3) 通常の事業の実施地域

下京区（全域）
南区（桂川以西除く）
伏見区（名神高速道路西宮線以南除く）
東山区（五条通以北除く）

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日
営業時間	8：30～17：30

※ 営業しない日： 土曜日・日曜日 12月31日～1月3日

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする
サービス提供時間	9：00～17：00

※連絡体制など 24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とする。

※災害時（台風・大雪等）サービス提供ができない場合もありますのでご了承ください。

※担当訪問看護師が急病等で休んだ場合は利用者の承諾を得て管理者又は管理者の指示のもと、他の看護師が代行訪問もしくは訪問日変更・キャンセルにて対応させていただきます。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清潔・洗髪等による清潔の維持 ③ 食事及び排泄等の日常生活の介助 ④ カテーテル等の管理

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割【平成27年8月から】）が利用者様の負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 1単位：10.7円）

サービス提供時間		サービス単位
看護師による場合	20分以上 30分未満	471単位
	30分以上 1時間未満	823単位
	1時間以上 1時間30分未満	1128単位

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス単位
看護師による場合	20分以上 30分未満	451単位
	30分以上 1時間未満	794単位
	1時間以上 1時間30分未満	1090単位

■訪問看護加算項目

加算項目		サービス単位
初回加算	(Ⅰ)	350単位
	(Ⅱ)	300単位
退院時共同指導加算		600単位
特別管理加算	(Ⅰ)	500単位
	(Ⅱ)	250単位
サービス提供体制加算	(Ⅱ)	1回の訪問毎に3単位

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 の場合5キロメートルを超える毎	500円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

死後の処置料 10,000 円となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の訪問時間までに連絡があった場合	利用料の30%
利用日に訪問するまで連絡なかった場合	利用料の100%

■利用料等のお支払方法

お支払方法は、ご利用当月末締めの翌月 27 日に口座振替となります。毎月 20 日までに、前月ご利用分の請求書を発行いたしますので振替日前日までに口座にご準備をお願い致します。入金確認後、領収書の発行となります。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社 K・T が開設するあやめ訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護予防訪問看護（以下両サービスを総称して訪問看護と表示する）の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合において、主治の医師が必要と認めた高齢者に対して、心身の機能の維持回復を目指し、療養生活を支援することを目的とする。

(2) 運営方針

1 指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他

従業員研修を年 3 回以上随時、サービス向上のための研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口責任者 築山 かおる 受付時間 8:30～17:30 連絡先 電話 075-644-6077 FAX 075-644-6075 苦情箱 事業所に設置
伏見区役所福祉介護課	〒612-8062 京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2 電話 075-611-2279
南区役所福祉介護課	〒601-8441 京都市南区西九条南田町 1-3 電話 075-681-3296
東山区役所福祉介護課	〒605-8511 京都市東山区清水五丁目 130 番地の 6 電話 075-561-9191
中京区役所福祉介護課	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町 521 電話 075-812-2566
下京区役所福祉介護課	〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路 608-8 電話 075-371-7228
京都府国民健康保険団体連合会	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話 075-354-9090

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	京都府京都市下南区東九条明田町18-1
	事業者（法人）名	株式会社 K・T
	事業所名	あやめ訪問看護ステーション
	事業所番号	2660490158
	代表者	築山 かおる
説明者	説明者名	

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者本人	住所	
	氏名	㊞

(署名・法定) 代理人	住所	
	(続柄) 氏名	㊞